

委託業務特記仕様書（令和3年2月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

（徳島県HP）：「委託業務共通仕様書について」

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

（共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

（ウィークリースタンス）

- 第4条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組みなければならない。
- （1）ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）
 - （2）マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
 - （3）フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

（Web会議）

- 第5条** 本業務は、Web会議の対象業務であり、対面による打合せをWeb会議とすることができる。
- 2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施を決定するものとする。決定した内容は受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。
- 3 Web会議の内容については、受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。なお、打合せ記録簿にはWeb会議の実施状況写真を添付するものとする。

（業務の再委託）

- 第6条** 受注者は、共通仕様書に記載されている軽微な業務以外を再委託をする場合は、発注者の承諾を得なけ

ればならない。

- 2 再委託の申出については、次の事項を記載するものとする。
 - ①再委託予定者の住所，名称，氏名
 - ②再委託する業務の内容
 - ③再委託する業務の契約予定金額
 - ④再委託する必要性及び再委託予定者を選定した理由
 - ⑤再委託に係る履行体制に関する書面
 - ⑥その他発注者が必要とする事項
- 3 受注者は，発注者から再委託の承諾が得られたときは，再委託の相手方に対し業務の適正な履行を求めるとともに再委託業務に係る契約書，請求書，領収書等の書類を提出させた場合は，適切に保管し，事後において履行の確認ができるように徹底しておくこと。

また，発注者からの求めに応じ，関係書類の写しを提出すること。
- 4 受注者は，承諾された内容に変更等が生じる場合は，あらかじめ協議すること。

(本業務の特記仕様事項)

第7条 本業務における特記仕様事項は，別紙「土砂災害警戒啓発事業支援業務仕様書」のとおりとする。

土砂災害警戒啓発事業支援業務仕様書

1. 業務目的

本県では、継続的に地域の警戒避難体制の充実・強化を図っていくため、要配慮者である小中学生にも土砂災害とその対策について十分理解してもらい、「自分の命は自分で守る」意識の醸成のため、土砂災害リスク時の取るべき避難行動の周知等に関する防災学習を実施し、子どもから家族、更に地域へと防災力の拡大を図る必要がある。

本業務では、「土砂災害に関する防災学習カリキュラム指導要領書（案）」等に基づき、土砂災害警戒区域内の小中学校等を対象とした土砂災害防止に関する出前授業の実施や、防災学習教材の作成により、小中学校における防災学習実施支援を行うことを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

本業務の目的・内容、履行期間等を考慮し、業務方針・業務内容・業務工程等の検討を行い、業務計画書を作成する。

(2) 資料収集・整理

防災学習教材の作成に必要な資料を収集整理する。

(3) 防災学習教材の作成

出前授業の際に用いる防災学習教材を以下の要領で作成する。

① 講話動画

被災体験のある土砂災害語り部3人を選定・調整し、被災体験談等に関する講話動画を作成する。

授業用の動画として、再生時間が5～10分程度のものを3本作成する。また、語り部1人については記録用の動画として、再生時間が30分程度のものを1本作成する。なお、講話の内容や動画の仕様等は、徳島県作成の「語り部による講話動画」(<https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/kendozukuri/kasen/5040225/>)を踏襲し、新規の素材、音源等は使用しないものとする。

なお、語り部の候補者と連絡先は、発注者より提示し、受注者からの連絡により撮影の調整を行うものとする。

② 土砂災害メカニズム説明用資料

土石流、がけ崩れ、地すべりの土砂災害について、発生のメカニズムが概略的に理解できる資料を作成・納品することとする。黒板等に掲示して説明することができる

ように平面的な作りとし、着脱式のパーツ等を用いてがけが崩れる様子等がわかりやすいように工夫することとする。

なお、容易に壊れることのないような素材を用いることとする。

(4) 打合せ協議

打合せ協議は、着手時、中間打合せ、成果納品時とし、中間打合せは、出前授業の完了前1回を基本とする。

打合せ協議後は、その都度協議記録簿を作成し、監督員の承認を得る。

(5) 報告書作成

業務目的を踏まえ、成果を取りまとめ、報告書を作成する。出前授業の結果、得られた生徒の感想や教員へのアンケート等を考察し、必要に応じて授業内容の改善点等について提案することとする。

3. 身分証明証

受注者は、県が交付する身分証明証を携帯しなければならない。また、業務が完了した場合又は不要となったときは、遅滞なく県に返却しなければならない。

4. その他

業務の遂行にあたり、本仕様書に記載の無い事項及び疑義が生じた場合は、受発注者間で協議し定めるものとする。

5. 成果品

成果品は、次のとおりとする。

- | | |
|------------------------------|-------------|
| (1) 報告書 (A4 版、簡易製本) | 2 部 |
| (2) 同 電子データ (CD-R 等) | 正 1 部、副 2 部 |
| (3) 防災学習教材 | |
| 講話動画 | |
| ・講話動画データ：4K 解像度 (BD または DVD) | |
| PRORES、MP4 (50Mbps) | 各 2 組 |
| ・4K 動画ブルーレイプレイヤー再生用データ (BD) | 6 組 |
| 土砂災害メカニズム説明用資料 | 3 組 |
| スタンドアロン型ヘッドマウントセット | 1 0 組 |